

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | |
|------------|--|--|----------|------------|------|
| 事業番号 1 | 高齢者教育事業（生涯学習課） | | | | |
| 判定結果 | A 不要(廃止) | 対応方針 | 廃止 | | |
| 仕分けでの提言 | <p>① 高齢者に特化せず、年齢、地区を超え、若者から高齢者まで一緒に企画・運営・受講する体制を構築すべき。行政の役割は講座の提供や運営の支援ではなく、受講者が地域で活動できるしくみを作ることである。</p> <p>② 事業開始から 40 年が経過し、人口構造の変化、民間カルチャースクールの参入等、時代は変化している。一旦リセットして、本当に高齢者に必要なものを再構築すべき。</p> <p>③ 継続するにしても、行政が決めた事業枠・予算枠で実施するのではなく、適正な受講料を徴収して、利用者にとってより有意義な講座にするべき。</p> | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <p>① ② 高齢者人口が年々増加している中で、高齢者に特化した事業を複数の課で「縦割り状態」で実施していくのは困難であると考えます。本当に高齢者に必要なものを再構築するため、生涯学習課が実施している高齢者教育事業は廃止し、老人クラブ活動の一環として、高齢者の自主的な学習・地域参加へつながる仕組みづくりを、他課と連携し進めていきたいと考えます。</p> <p>③ 老人クラブでは年会費、活動費等が徴収されていますので、老人クラブ活動の一環として行われる学習活動につきましても、必要に応じて受講料を徴収し、より需要の高い内容にしていくべきであると考えています。</p> | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 年度と同様の事業内容で実施 ・ 生涯学習課、福祉課、社会福祉協議会で今後の高齢者教室のあり方について協議（補助金、運営方法） ・ 生涯学習課、福祉課、健康課、社会福祉協議会とともに高齢者対象の教室等の洗い出し、整理（教室の一本化、共催事業、多世代交流や地域参加への仕組みづくり） | | | |
| | | 平成 26 年度 当初予算案 | 1,970 千円 | 25 年度からの増減 | 0 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 26 年度で協議・検討した内容を老人クラブと協議 ・ プログラム内容について老人クラブと検討 | | | |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者教育事業廃止 | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | |
|------------------|---|---|---------------|------------|---------|
| 事業番号 2 | 学校経営活性化事業（学校教育課） | | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 改善して実施 | | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 教育委員会が決めた事業に費用を執行するのみならず、学校の要望や教員の負担を考慮し、人員補助が可能になるなど、柔軟な対応をするべき。また、必須事業については、本当に必要な事業であれば、毎年費用配分するのではなく、単独事業として執行するべきでは。 ② 教育が数値化しづらいのは理解できるが、実施している事業について、一定の成果指標は必要である。 ③ 5年後、10 年後の東浦の教育を見据えて、教育全体の方向性を定める教育振興計画を策定するべきである。 | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 各学校に対し、必須事業内容に関する意見及び要望調査を実施しました。その結果を踏まえて、子供たちへの効果や教員の負担も改めて考慮しながら、必須事業内容の見直しを行います。 ② 各事業については、学校が事前に目標を設定し、教育委員会が査定を行った上で実施されています。事業の成果については、教育委員会が発表会や実績報告等を確認し評価をしています。数値化、可視化された成果指標については、可能な限り設定していきます。 ③ 教育振興基本計画に代わるものとして、第 5 次東浦町総合計画に基づき「教育行政施策基本方針」を策定し教育の方向性を定めています。また、具体的な指針として「学校教育重点施策」を策定し、内容を精査し、着実に進めていきます。 | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・見直しについて、各学校から提出された意見や要望を把握。各校共通で継続的に必要なものとそうでないものの区別（平成 26 年 3 月末までに） ・継続的に行う事業や全学校で必要とする事業についての内容・金額等を精査（平成 26 年 8 月までに） ・活性化事業として行った発表等の評価指標について検討 | | | |
| | 平成 26 年度 当初予算案 | 23,720 | 千円 | 25 年度からの増減 | △425 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業ヒアリング時において、事業の要否も含め学校の意見や要望より把握 ・継続的に行うものや全学校で必要とするものについての内容・金額を精査 ・活性化事業として行った発表等で評価可能なものについて評価 | | | |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業ヒアリング時において、事業の要否も含め学校の意見や要望より把握 ・継続的に行うものや全学校で必要とするものについての内容・金額を精査 ・活性化事業として行った発表等について評価 | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | |
|------------------|---|--|---------------|------------|--------|
| 事業番号 3 | 庁用バス運行事業（総務課） | | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 改善して実施 | | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① バスの運用方法は適正であるが、貸し出す際の審査が使用する団体の所管課に委ねられている状況はよくない。貸し出す課として、責任を持って審査すること。 ② 町が補助金を支出している団体に対し、行政に関係しているからと言って、全て無料として税金を投入することはよくない。法律の制約もあると思うが、よく調査して、受益者から、一定の使用料を徴収すべきである。 ③ 受益者負担を徴収することを前提に自治会等に町経由で貸し出すことで使用回数を増やし、1回ごとの使用料を引き下げるなど、さらなる運用努力も必要である。 | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 現行の「東浦町バス使用規則」における「バス使用許可申請書」は、町の事業での使用を想定したものとなっているため、規則及び申請書を改正し、補助団体等の使用を許可する場合の判断に必要な項目を記入させることにより、貸し出しを行う課としての審査を徹底します。 ② 補助団体等の事業に係るバスの使用は有料とし、町の契約単価の同額を使用する団体から徴収します。 ③ 補助団体等からバスの契約単価の同額を徴収すると同時に、補助団体等の事業と認める行事に対してバスを利用できるようにし、使用回数の増加を図るとともに補助団体等の活動を支援していきます。 <p>※ バス使用規則の改正及び補助団体等からの受益者負担金の徴収については、周知期間が必要となるため、実施は平成 27 年度からとし、26 年度においては現行規則においての運用とします。</p> | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の事業、補助団体等の事業の判断基準の明確化 ・ 補助団体等がバスを使用しやすくなるよう、「東浦町バス使用規則」の使用許可基準の見直し | | | |
| | 平成 26 年度 当初予算案 | 7,322 | 千円 | 25 年度からの増減 | 822 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助団体等の事業に係るバスの使用については、町が手配し、契約単価の同額を使用団体から徴収 | | | |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の取組の評価、問題点の改善 | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | |
|------------------|---|---|---------------|----------------|-----------|
| 事業番号 4 | 防犯灯整備維持管理事業（防災交通課） | | | | |
| 判定結果 | B 現行どおり実施 | 対応方針 | 改善して実施 | | |
| 仕分けでの提言 | <p>① 今後、電気料金は徐々に値上げされる可能性がある。本体の取り替え等の費用も含めて最も合理的な方法を検討し、早急にLED化に対応するべきである。</p> <p>② 防犯灯の整備については、昼に蓄電し夜にその電力を使用するような電灯の提供など、民間企業の参入も始まっている。町が単独で実施するありきではなく、防犯灯整備については、様々な方法を検討してほしい。</p> <p>③ 地域の安全は、住民にとって最も身近で、最も重要な課題。地域が主体となって防犯灯を管理し、防犯全体を住民自ら考えることができる体制づくりについても検討するべきである。</p> | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <p>① 維持管理費の電気料金や修繕費が年々増加傾向である、消費電力の高い灯具(100W)や老朽化した灯具を、長寿命で、消費電力が少なく、環境にやさしいLEDの防犯灯に計画的に交換していきます。</p> <p>町内に設置されている約 3,500 基のうち約 1,700 基は 100Wであり、これを、平成 25 年度から3年間でLED化を進め、平成 25 年度は約 700 基の取替えを計画しています。</p> <p>約 1,700 基をLED化することで、年間約 1,600 万円の電気代を削減できる見込みです。</p> <p>② 防犯灯リースや町単独以外の団体の参入及び事業について研究し、検討していきます。</p> <p>③ 地域が主体となった防犯灯の管理を検討するための環境整備や、地域の防犯活動推進の支援に努めます。</p> | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <p>① 消費電力の高い防犯灯（100W）の LED 化（約 500 基）</p> <p>② 防犯灯整備に関する町単独以外の団体の参入を研究</p> <p>③ 警察、行政及び地域で連携した防犯パトロールの実施。地域への防犯資材の提供。防犯ボランティアの充実。</p> | | | |
| | | 平成 26 年度 当初予算案 | 54,386 千円 | 25 年度から の増減 | 14,581 千円 |
| | 平成 27 年度 | <p>① 消費電力の高い防犯灯（100W）の LED 化（約 500 基）</p> <p>③ 地域が主体となった防犯灯の管理の検討</p> | | | |
| 平成 28 年度 | ① 老朽化した防犯灯の LED 化 | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | | |
|------------------|--|---|-----------------|-----------|----------|-----------|
| 事業番号 5 | 公園等維持管理事業(公園緑地課) | | | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 改善して実施 | | | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 町の公園に対する方針が見えない。町として公園にどうあってほしいか、それを実現するための課題は何かよく考えた上で、それぞれの公園について存続も含めて再検討するべきである。 ② 町による管理に限界があるから地域での管理をお願いしたいなどという言い方は誤解を招く。指定管理者と地域が協議して公園を運営している事例もある。公園規模、使用状況も踏まえて、町が実施すること、住民にやってもらうことなど、役割分担していくべきである。 ③ アダプトプログラムについて、もっと積極的にアピールするべきである。実施している公園に看板などを設置することによって、住民への自信にもつながる。 | | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 公園としての街区公園、広場公園及びふれあい広場は、地域の方々の交流や憩える場、また、災害時に避難できる場としての役割があることから安全・安心な空間になるように管理します。 利用者のニーズに応えるために、遊具など公園施設の更新・設置については、住民の意見を反映させていきます。また、都市公園法では、一定の基準を満たせば、管理者である町以外の利用者でも施設の設置・管理をすることができることとなっています。広場の美化保全・公園のルールづくりなどを住民と共に考え、協働して進めていきます。 ② 本町には公園が78か所あり、町のみでの関与で全ての公園において、常に住民のニーズに応えることは困難です。 このことから、以下のとおり一緒に管理できる体制を整備できたらと考えております。 住民：美化保全（広場の草刈り・ごみ拾い、トイレ清掃、ごみ処理） 町：遊具、ベンチ、フェンス、トイレ等の点検・修繕、樹木剪定 役割分担を実現することで、町の画一的な管理や利用制約にとどまらない、快適な空間づくりが可能になると考えます。 このようなことから、アダプトプログラムの推進をしたいと考えます。 ③ アダプトプログラム登録団体が管理する公園については、既にアダプトサインとして看板や腕章の配布、団体の活動状況等のホームページへの掲載などを実施しています。今後は、団体の活動を積極的に紹介したり、アダプトプログラムに興味を持ってもらえるように工夫していきます。 | | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園でのアダプトプログラム情報をホームページへ掲載 ・ 管理基準について住民へ周知 ・ 管理に関する役割分担について地区や自治会と協議 ・ 施設の更新を行う際には、住民の意見を聞き、施設の整備について検討 | 平成26年度 当初予算案 | 37,519 千円 | 昨年度からの増減 | 13,644 千円 |
| | 27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園でのアダプトプログラム情報をホームページへ掲載 ・ 住民からの管理要望について地区や自治会と協議 ・ 施設の更新を行う際には、住民の意見を聞き、施設の整備について検討 | | | | |
| | 28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園でのアダプトプログラム情報をホームページへ掲載 ・ 住民からの管理要望について地区や自治会と協議 ・ 施設の更新を行う際には、住民の意見を聞き、施設の整備について検討 | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | |
|------------------|---|---|---------------|------------|
| 事業番号 6 | 地球温暖化対策機器設置補助事業（環境課） | | | |
| 判定結果 | A 不要(廃止) | 対応方針 | 改善して実施 | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 町の環境施策について、目標設定が明確ではない。根拠に基づいた目標設定や達成手段を検討する必要がある。 ② 補助については、集合住宅の住民や企業は対象外であるという不公平感もある。補助ありきではなく、町としての目標をしっかりと定め、税金の投入を抑えても実施可能な施策を考えるべきでは。 ③ 電力の固定価格買取制度の影響もあり、当事業がなくても希望する住民は機器を設置すると思われる。実施の目的である地球温暖化問題に対する意識の啓発については、全国的にもある程度達成されている。存続の是非も含めて実施方法の再検討が必要である。 | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 明確な目標を設定し、目標の達成に向けての環境施策を検討していきます。 環境基本計画の中間見直し時に、太陽熱(高度)や家庭用燃料電池システムの補助の存続の是非も含めた補助のあり方や、補助事業以外の効果的な地球温暖化防止施策を検討し、実施します。 ②・③ 太陽光発電設置に対する補助については、設置率を見ても、ある程度周知され、住民意識は既に高まっていると判断できることや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入によって、町が補助していく必要性が薄れたことにより、平成 25 年度をもって終了します。 CO2 排出削減に有効である太陽熱(高度)及び家庭用燃料電池設置に対する補助については、十分に周知されていないため、平成 27 年度まで延長するとともに、補助額を増額して重点的に推進していきます。 | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の補助の廃止、太陽熱(高度)利用及び家庭用燃料電池の補助金額増額 太陽熱 10 件 15 千円/基→5 件 20 千円/基 太陽熱高度 5 件 15 千円/基→5 件 40 千円/基 家庭用燃料電池 40 件 15 千円/基→25 件 100 千円/基 ・ 環境基本計画中間見直しのための住民アンケートによる意識調査の実施 | | |
| | 平成 26 年度 当初予算案 | 4,035 千円 | 25 年度からの増減 | △11,272 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果を踏まえた補助事業に対する意見を環境審議会で聴取 ・ 補助制度を含めた環境基本計画の見直し | | |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直した内容を環境施策に反映 | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | | |
|------------------|---|---|---------------|------------|---------|
| 事業番号 7 | 地域農業推進委員会活動費交付金事業(農業振興課) | | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 段階的に廃止 | | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 農業の未来については課題が多く、真剣に取り組まねばならない。本当に遊休農地解消や担い手不足の軽減につながる施策を検討するべきでは。 ② 本来は労働の対価として支払われるべきものが、成果物が明確でない当委員会に補助金として支出されていることについては釈然としない。慰労目的で税金を投入するのはよくない。 ③ 地域農業推進委員会の存在意義がわからない。農業委員は特別公務員として法律に定められている。同じく法律で農業委員が実施することができるかと定められている遊休農地の利用状況調査を、別組織を設置し、農業委員の一部が兼務している事例は全国でも珍しい。組織の必要性自体に疑問が持たれる。 | | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 本町における農業施策については、TPP問題及び減反政策の変更により大きく変動していくと思われれます。国により平成 26 年度から新たに設置される農地中間管理機構を利用し、遊休農地の解消や耕作地を広げることにより、営農収益及び担い手の増加を図っていきます。 ② 交付対象事業のなかで成果物が明確でないもの、または効果が薄いと考えられるものに対しては、労働の対価に配慮したうえで、段階的に見直しを行っていきます。また、慰労目的による補助部分については全額廃止します。 ③ 地域農業推進委員会については、農業委員会との役割分担が不明確であるので、一旦廃止します。また、農業委員会の役割と活動の内容についてもあらためて明確化し、活動の実施方法を再構築します。 | | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 慰労目的による補助を除外 ・ 組織業務（農業委員会、地域農業推進委員会、その他関連業務）の抜本的な見直し、関係者への説明 | | | |
| | | 平成 26 年度 当初予算案 | 2,411 千円 | 25 年度からの増減 | △512 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業推進委員会の廃止 ・ 当委員会の交付金対象業務としていた転作の現地確認及び営農計画書の配布・回収の実施方法の構築 | | | |
| 平成 28 年度 | | | | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | |
|------------------|---|---|---------------|------------------------|
| 事業番号 8 | 職員研修事業（秘書広報課） | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 改善して実施 | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 民間企業やNPO等、異業種との交流研修も効果的なので、検討してほしい。 ② 町職員としてどのようになってほしいか、そのためにどのような研修が必要かきちんと検討してほしい。それを職員間で共有し、研修担当が強制するのではなく、自主的に学べる職場環境づくりが必要である。 ③ 採用、配置、評価、報酬、能力開発が連動した仕組みが必要である。人材育成方針を策定することなので、策定段階でこれらの点を踏まえて検討してほしい。 | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 町が職員育成のために重点を置いている一つとして地域コーディネータ力の向上があり、平成 22 年度から、地域活動を活発に行う NPO との交流研修を実施しております。当該研修において刺激を受ける職員は多いため、今後も継続して実施します。また、民間企業への交流研修についても必要性は認識しており、職員に対し効果的であると考え、実施については今後検討していきます。 ② 本町が必要とする職員像を明確にし、その育成のために必要な研修を職位ごとに実施します。 また、職員の自己啓発、資質向上及び能力開発を目的として実施している職員視察研修及び職員資格等取得支援制度の見直しを行い、職員がより自主的に調査・研究活動ができる助成制度に改めます。 ③ 平成 26 年度、人事管理、組織の育成、職場環境及び職員研修の4つを基本の柱とした人材育成基本方針をもとに、職員育成を展開していきます。このうち職員研修については、OJT(職場内研修)を特に充実させるため、OJTマニュアルもあわせて作成していきます。 | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針、OJTマニュアル、職員研修計画書を職員に周知 ・研修体系に基づく研修の実施、研修後の効果測定及びフォローアップの検討・実施 ・自主勉強会の検討・実施 ・平成 26 年度の実施状況から研修に対する課題を見つけ、平成 27 年度に向けて検討 ・各課研修費を平成 27 年度人事予算に移管。研修内容の精査目的及び目標を明確化 | | |
| | 平成 26 年度 当初予算案 | 14,038 | 千円 | 25 年度からの増減 2,011 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修体系に基づいた研修の実施、研修効果測定、フォローアップの実施 ・OJT研修の実施 ・研修等の参加状況の把握 ・平成 27 年度の実施状況から研修に対する課題を見つけ、平成 28 年度に向けて検討 | | |
| | 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修体系に基づいた研修の実施、研修効果測定、フォローアップの実施 ・OJTの定着（OJT研修の継続的実施） ・平成 28 年度の実施状況から研修に対する課題を見つけ、平成 29 年度に向けて検討 | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | |
|------------------|---|---|----------------|-----------|
| 事業番号 9 | 各種検診事業（健康課） | | | |
| 判定結果 | C 制度・手法等を改善して実施 | 対応方針 | 改善して実施 | |
| 仕分けでの提言 | <ol style="list-style-type: none"> ① 事務手続きの無駄を排除するべきである。ダイレクトメールでの通知は、本来は受診が必要となる対象者のみにするべきである。 ② 事業費削減について真剣に検討してほしい。事業委託先については、検診事業を一括で受託してくれる民間業者もあり、一定の削減が可能である。また、受益者負担の観点から、受診料の見直しをするべきである。 ③ 検診は、単なる受診率の向上ではなく、本当に受診が必要な人がきちんと受けられる仕組みにする必要がある。民間による検診も充実している状況の中で、どこまで行政が実施せねばならないかを明確にし、検診を実施することによる効果も検証しながら、方針を立てるべきである。 | | | |
| 提言に対する町の方針 | <ol style="list-style-type: none"> ① 各種検診受診勧奨のためのダイレクトメール等の送付については、実態調査をするなど、可能な限り勤務先で実施している方を除いて実施するようにします。 ② 検診事業における、受付、検査及び精密検査の勧奨等の業務について、費用対効果のよい実施方法を検討します。 受診料については、医療保険の自己負担割合を目安に検診料の約3割に設定しており、現行どおり継続したいと考えています。現在無料としている検診については、負担のあり方を検討します。 ③ 健康増進法に基づくがん検診及び骨粗しょう症検診等は、国が示す指針に基づいて実施しています。また、法や指針に定めのない前立腺がん検診や、成人健康検査及び歯周疾患検診の対象年齢拡充部分については、検診の有効性が高いと判断し必要と考え実施しています。検診事業の効果については、各研究機関等の検証を参考に判断していきます。 本当に受診が必要な人にきちんと検診を受けていただくため、休日や受診しやすい検診日程の設定、各疾患の好発年齢や高リスク者への啓発を行っています。 | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイレクトメールの対象者を絞るための方法を検討 ・ 人件費削減の一環として、従事する職員配置の見直し ・ がんにかかるリスクの高い年代を対象とし、検診受診履歴のない人への啓発（現行の 65 歳への胃がん検診啓発に加え、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診について啓発予定） ・ 各種検診委託料を近隣市町及び他の事業者と比較検討 ・ 現行の委託方法（業者に全業務を一括委託）について検討 | | |
| | 平成 26 年度 当初予算案 | 54, 333 千円 | 25 年度から の増額 | 1, 392 千円 |
| | 平成 27 年度 | 平成 26 年度の結果を検証し、改善して実施 | | |
| | 平成 28 年度 | 平成 27 年度に同じ | | |

平成 25 年度

東浦町事業仕分け結果に対する方針

| | | | | |
|------------|--|--|----------|-----------------------|
| 事業番号 10 | 高齢者プール等施設利用助成事業（福祉課） | | | |
| 判定結果 | A 不要(廃止) | 対応方針 | 段階的に廃止 | |
| 仕分けでの提言 | <p>① 利用者が対象者の1割以下と、特定の人に助成が偏っており、公平性が保たれていない。もっと他の有効な福祉施策に税金を投入すべきである。</p> <p>② 当事業が介護予防、高齢単身世帯の外出の起爆剤になっているか明らかではない。町の助成がなくても利用する可能性は十分にある。高所得の人、社会的な人へのサービスになっていないか。</p> <p>③ 自費を投入して運動施設に通う高齢者も増加している社会状況の中で、費用を負担することだけが高齢者福祉ではない。前例のない高齢化社会を迎える中、高齢者自らも社会システムを支えるしくみに転換しないと、自治体行政も成立しなくなってくる。</p> | | | |
| 提言に対する町の方針 | <p>① ② この利用助成事業の利用者数は、高齢者全体の1割程度にとどまっています。また、温泉施設については、社会参加を促す効果はあると考えていますが、介護予防への効果については不明です。一方、プールやトレーニング施設等の運動施設については、高齢者の利用促進に寄与することで、介護予防や認知症予防に対して一定の効果があるものと考えています。</p> <p>そこで、施設の利用料の助成制度は一旦廃止し、高齢者にとって本当に必要な新たな介護予防、認知症予防対策について、多角的な視点で再構築し、その効果を随時分析しながら推進していきます。</p> <p>③ 単なる金銭的な助成ではなく、元気な高齢者も高齢者支援に加わり、地域全体で高齢化社会に対応することができるしくみづくりなどに努めていきます。</p> | | | |
| 取組スケジュール | 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいち健康プラザ「もりの湯」助成の廃止（4月から） ・あいち健康プラザ「温水プール」、「トレーニング施設」、東部知多温水プール利用者の検証（健康への効果等） ・新たな介護予防、認知症予防対策の再構築に向けた検討 | | |
| | | 平成 26 年度 当初予算額 | 1,685 千円 | 昨年度からの増減 △1,270 千円 |
| | 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいち健康プラザ「温水プール」、「トレーニング施設」、東部知多温水プール助成の廃止（4月から） ・新たな介護予防、認知症予防施策の実施 | | |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな介護予防、認知症予防施策の実施 | | | |